

特例郵便等投票について

令和3年6月22日
在ボツワナ日本国大使館

1 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。

2 「特例郵便等投票」の詳細につきましては、以下の資料をご覧ください。

[特例郵便等投票概要](#)

[投票用紙等の請求手続](#)

[特例郵便等投票請求書](#)

[投票の手続](#)